

12月31日(火)の燃やすごみの臨時収集(一部地域)実施のお知らせ

例年、年末年始期間中(12月31日～1月3日)は、ごみの収集を実施していませんが、昨年度に引き続き、令和元年度は、曜日の関係上、燃やすごみの収集が1週間に1度もない地域ができてしまうため、生活衛生上の影響を考慮し、**次の地域で燃やすごみの臨時収集を12月31日(火)に実施します。**

また、年始に通常通りの収集が困難になることが見込まれる下表の地域でプラスチック製容器包装の臨時収集を併せて実施しますが、**その他のごみの収集や次の地域以外の臨時収集はありません。**

なお、12月30日(月)のごみ収集は通常通り実施します。

臨時収集の内容

対象地域	対象ごみ	臨時収集の日
旭町	燃やすごみ	12月31日(月)
馬路町		
千歳町		
河原林町		
保津町		
篠町Ⅰ ※1		
篠町Ⅱ ※2		
東つつじヶ丘		
南つつじヶ丘		
東本梅町		
本梅町		
宮前町		
畑野町		
千代川町		
大井町		

※1【篠町Ⅰ】 柏原(西川より西側)、浄法寺、広田1～3丁目、森

※2【篠町Ⅱ】 柏原(西川より東側)、王子、篠、夕日ヶ丘1～3丁目、山本、野条、見晴1丁目、馬堀、馬堀駅前1～2丁目

○年内の持ち込みごみの搬入受け付けは、12月27日(金)まで(受付時間午前8時30分～11時30分または午後1時～4時30分)です。

お知らせとお願い

◎12月の各地区(町)の最終収集日(燃やすごみ以外)は、12月1日号のおしらせに掲載予定です。

- 年末年始はごみが集中します。なるべく早めに大掃除などを済ませ、できる限り年内に排出するようにしてください。
- 燃やすごみの年末最後の収集日は、月・木曜日が収集日の地域で12月30日(月)、火・金曜日が収集日の地域で12月31日(火)になります。
- 燃やすごみの年始最初の収集日は、月・木曜日が収集日の地域で令和2年1月6日(月)、火・金曜日が収集日の地域で1月7日(火)になります。
- ごみは決められた場所に午前8時30分までに出してください。収集した後に出された場合は、収集できません。収集した後のごみ排出は、絶対にしないでください。また、できる限りごみの減量・リサイクルに努め、亀岡市の「ごみの分け方・出し方」に従って出してください。

問 環境クリーン推進課(東別院町) TEL 27-2120 FAX 27-3561

(環境クリーン推進課)

12月3日～9日は「障害者週間」です